

たとえば、「社長：871万円・配偶者：129万円」と設定した方が、トータルの個人負担はほんの少しだが軽くなる。(図6-5)



なんで、配偶者の社会保険料が0円なの？

後ほど、「非常勤役員」の節で、社会保険料対策について解説をする。

とにかく、家族への給与支払いについては、経営への参画や業務の手伝いをしてもらうことが前提となる。しかし、それさえ満たせば、**様々な形態で給与の支払をして、法人税の節税ができる。**具体的には下記の3パターン。安易に経費に落とすと税務調査で否認されたり、思わぬ落とし穴がある。それぞれの注意点について解説をしよう。

- ①一般の従業員
- ②常勤役員
- ③非常勤役員

### 6-5 ③ 年収871万円と129万円に設定した場合

	自分	配偶者	合計
額面給与(年)	871万円	129万円	1,000万円
社会保険料	119万円	0円	119万円
所得税	52万円	1万円	53万円
住民税	49万円	4万円	53万円
税負担等合計	220万円	5万円	225万円
<b>手取額</b>	651万円	124万円	<b>775万円</b>

※月給は年収12か月均等割りの725,833円・107,500円として計算  
※大阪府在住のいずれも40歳の夫婦。子なし

配分を考えて、税負担等をさらに1万円ダウン

## ①一般の従業員

一番オーソドックスな方法。家族を従業員として雇用して、給与を支給して節税するもの。しかし、私はあまりオススメしない。

役員ではなく、一般の従業員扱いであるため、家族と会社間で雇用契約を締結することになる。雇用契約とは、時間の経過に基づいて労働の対価である給与が発生するシステムだ。原則、タイムカードや出勤簿等による管理が必要となる。つまり、家族ではない第三者を雇用するのと同じ手続きが必要となるのだ。これは非常に手間がかかる。

また、その給与額が世間相場からして大きすぎると税務否認、つまり経費として認められない場合もある。

さらに、**役員登記をしていない一般の家族従業員であったとしても、経営に参与していれば、税務上「役員」とみなされることがある。**これを「**みなし役員**」と言う。

税法独特の概念であるが、「**みなし役員**」となると、役員登記をしてなくても、役員扱いの税額計算がされる。



具体的には、どんなデメリットが生じるの？

「賞与支給」に関してだ。「**家族従業員**」の賞与は経費になるが、「**みなし役員**」の賞与は、**経費否認され、源泉徴収もされてしまう。**

事前届出等すれば、この限りではないものの、明らかなデメリットとなる。

## ②常勤役員

家族に給与を出して節税を考えるのであれば、役員登記して役員報酬を支払う方がよい。「**家族カンパニー**」として二人、またはそれ以上の人数で所得分散ができれば、節税効果は非常に高くなる。(代表者の役員報酬同様、「**不相当に高額な報酬**」等は経費否認されるので、要注意)

しかし、常勤役員である限り、役員報酬を受け取ってれば、社会保険の加入義務がある。さらに、年収が150万円以上等となれば、所得税等の扶養に入れなくなる。

こうなると、所得税の節税メリット以上に社会保険料の負担増加分が上回ることもある。事業規模等から、そこまで多額の役員報酬を取る必要性がないのであれば、③の「非常勤役員」を検討すべきだ。

### ③非常勤役員

非常勤役員は、単独で社会保険に加入する義務がない。

家族（社長であるあなた）の扶養に入れるため、社会保険料が一人分で済む。



非常勤役員は、必ず扶養扱いになるの？

そうではない。中小企業の社会保険上の扶養条件である「年収130万円」以上等の要件を満たすと、扶養から外れてしまう。

しかし、多額の報酬を取る必要のないケースであれば、社会保険の非加入メリットは大きい。

非常勤役員となるために、必要な登記手続き等は特別ない。通常の役員登記をすればよい。常勤の役員と比べて入社日数、経営関与度合いは落ちる分、支給できる役員報酬額も小さくなるのが特徴だ。

ちなみに、社会保険料のうち、健康保険料は医者にかからなければ完全に掛捨て。いくら払っても、リターンはない。

しかし、厚生年金保険料は将来受取る年金の原資として、基本的にはプールされる。

つまり、『常勤役員なら「将来受け取る年金が高くなる」かもしれない、というメリットはある』といえる。



私は未来のトクより、今トクできそうな非常勤役員の方がいいわ

以上、家族従業員の給与について解説してきた。



家族役員は多いほど、節税できるのよね？

もちろんそうだ。しかし、何度も言うが、役員としての実態がなければ税務否認されてしまうので、ご注意いただきたい。

なお、個人事業の場合も、「青色事業専従者給与」等を使えば、所得分散はできる。しかし、法人以上に制約が多い。やや使いにくいので、3ページ、130ページの15項目の比較では「△」としている。

## ④「生命保険で節税 = オワコン」説を徹底検証

「節税と言えば生命保険」と言われるくらい、中小企業では生命保険が節税に活用されている。かくいう私も、税理士としてお客様にオススメしてきた。自分でも、数本の法人保険に加入している。

まずは、個人事業主のケースを説明しよう。生命保険料を支払うと、「生命保険料控除」と言う、年間最大12万円の所得控除を受けられる。

しかし仮に、生命保険料控除を最大額の12万円受けられたとしても、所得税額が12万円安くなるわけではない。所得金額が12万円安くなるだけだ。



所得税率や住民税率をかける前の金額が、安くなるだけなのね

一方、法人を契約者とする生命保険の中には、大きな節税効果を持つものがある。